

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年10月20日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和4年11月9日から同月29日まで縦覧に供する。

令和4年11月1日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中原地区	観音寺市経済部 農林水産課
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中田井地区	〃
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 百々地区	〃
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 出作9号地区	〃